ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

投資信託約款の変更予定に関するお知らせ

平素より、弊社の投資信託をご愛顧いただき、誠に有り難うございます。

さて、弊社の投資信託につきまして、今後、下記のとおり投資信託約款の変更を行いますので 予めお知らせいたします。

なお、本件につきまして、受益者の皆様の手続きは不要です。弊社にてすべての手続きを完了いた します。

<対象ファンド>

ファンド名称	約款変更予定日
明治安田日本債券オープン(毎月決算型)	2023年7月8日

<変更内容>

・デリバティブ取引制限(利用目的をヘッジ目的及び現物代替に限定)

<変更理由>

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドが約款変更を行い、デリバティブ取引の利用目的を「ヘッジ目的」と「現物代替」に明確にしたため、当ベビーファンドにおいても同様の約款変更を行うものです。なお、当ファンドの実質的な運用への影響はございません。

<照会先>

明治安田アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル:0120-565787 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【当該投資信託約款に係る新旧対照表(案)】

[投資信託約款の変更の対象となるファンド] 追加型証券投資信託 明治安田日本債券オープン(毎月決算型)

【変更の内容】

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

 新
 旧

 2. 運用方法
 2. 運用方法

 (2) 投資態度
 (2) 投資態度

 ①~⑦〈略〉
 ①~⑦〈略〉

- ⑧ 信託財産に属する<u>資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに</u>価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券出り、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産を保有した場合 と同様の損益を実現する目的ならびに 価格変動リスクを回避するため、異な った受取金利または異なった受取金利 とその元本を一定の条件のもとに交換 する取引(以下「スワップ取引」とい います。)ならびに金利先渡取引を行 うことができます。
- ① 〈略〉
- (3) 投資制限

①~⑥ 〈略〉

- ⑦ デリバティブ取引(法人税法第61条の 5に定めるものをいいます。)は、投 資の対象とする資産を保有した場合と 同様の損益を実現する目的ならびに価 格変動リスクおよび金利変動リスクを 回避する目的以外には利用しません。
- ⑧ (削除)

- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、ならびに価格変動リス クを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券尤少ョン取引、 等先物取引、有価証券オプション取引、 金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、 有価証券指数等先物取引、有価証券カ取引、 対しまび金利にかかるオプション取引を 取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引と 引き」といいます。)を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用 <u>に資するため、ならびに</u>価格変動リスク を回避するため、異なった受取金利また は異なった受取金利とその元本を一定の 条件のもとに交換する取引(以下「スワ ップ取引」といいます。)ならびに金利 先渡取引を行うことができます。

① 〈略〉

(3) 投資制限

①~⑥ 〈略〉

- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑧ <u>スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。</u>

新	IFI
⑨ 〈略〉 ⑩ <u>(削除)</u>	⑨ 〈略〉⑩ <u>金利先渡取引は、約款所定の範囲で行います。</u>

約款

※下線部は変更部分を示します。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所に おける有価証券先物取引(金融商品取引 法第28条第8項第3号イに掲げるものを いいます。)、有価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号口 に掲げるものをいいます。) および有価 証券オプション取引(金融商品取引法第 28条第8項第3号ハに掲げるものをいい ます。) ならびに外国の取引所における これらの取引と類似の取引を行うことの 指図をすることができます。なお、選択 権取引は、オプション取引に含めるもの とします(以下同じ。)。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所に おける金利に係る先物取引およびオプシ ョン取引ならびに外国の取引所における これらの取引と類似の取引を行うことの 指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

なった受取金利とその元本を一定の条件 のもとに交換する取引(以下「スワップ 取引」といいます。)を行うことの指図 をすることができます。

②~⑤ 〈略〉

(金利先渡取引の運用指図)

第 24 条 委託者は、金利先渡取引を行うことの|第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効 指図をすることができます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効 率的な運用に資するため、ならびに価格 変動リスクを回避するため、わが国の金 融商品取引所における有価証券先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号イ に掲げるものをいいます。)、有価証券 指数等先物取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号口に掲げるものをいいま す。) および有価証券オプション取引(金 融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲 げるものをいいます。) ならびに外国の 取引所におけるこれらの取引と類似の取 引を行うことの指図をすることができま す。なお、選択権取引は、オプション取 引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、信託財産に属する資産の効 率的な運用に資するため、ならびに価格 変動リスクを回避するため、わが国の取 引所における金利に係る先物取引および オプション取引ならびに別に定める外国 の取引所におけるこれらの取引と類似の 取引を行うことの指図をすることができ ます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 22 条 委託者は、異なった受取金利または異 第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効 率的な運用ならびに価格変動リスクを回 避するため、異なった受取金利または異 なった受取金利とその元本を一定の条件 のもとに交換する取引(以下「スワップ 取引」といいます。)を行うことの指図 をすることができます。

②~⑤ 〈略〉

(金利先渡取引の運用指図)

率的な運用に資するため、金利先渡取引 を行うことの指図をすることができま す。

新	旧
②~④〈略〉	②~④〈略〉

以上